



国税庁

総合職技術系
採用パンフレット 2022

〒100-8978
東京都千代田区霞が関3-1-1
法人番号7000012050002
国税庁課税部鑑定企画官
Tel: 03-3581-4161 (内線3412)

お問い合わせはこちら



sake.tech@nta.go.jp

採用情報はこちら



日本のお酒を、支える、伸ばす。

お酒は古くより特別な飲み物として扱われてきました。かつては神聖な飲み物として祭事に供され、現代においても人々の心を癒し、つながりを生み、日常に彩りを与えるものとして楽しまれています。

また、お酒は、税の観点からも重要な物品です。かつて明治時代では内国税の3割以上を酒税が占めており、現代でも年間約1.2兆円という規模を酒税が占めています。

「鑑定官」は、お酒のエキスパートとして、国税庁が設置される以前より酒類行政や税務行政を技術的な側面から支えてきました。古くは密造摘発や腐造への対応に端を発しますが、今日では多様化・複雑化する食品安全への対応や、産業振興のための前向きな支援も進めているところです。

専門知識や理系的な知見を活かして働きたい方、

我が国の伝統産業を支え、伸ばしていきたい熱意にあふれた方、

日本中、時には世界を股に掛け現場から中央までの幅広い視点で

活躍したい方、

鑑定官の世界を、少し覗いてみませんか。

目次 Contents

Introduction

巻頭言	P.02
目次	P.03
組織とミッション	P.04

Part1 鑑定官室における主な業務

課税物件の分析鑑定	P.06
酒類の安全性確保	P.07
酒類製造に関する技術支援	P.08

Part2 行政官・研究分野での活躍

国税庁・酒類総合研究所	P.10
留学・海外研修	P.12
他省庁・海外派遣	P.13

Part3 Work & Life

研修	P.14
産休・育休制度	P.15
新人職員の日	P.16
若手アンケート	P.17

Information

採用情報Q&A	P.18
---------	------

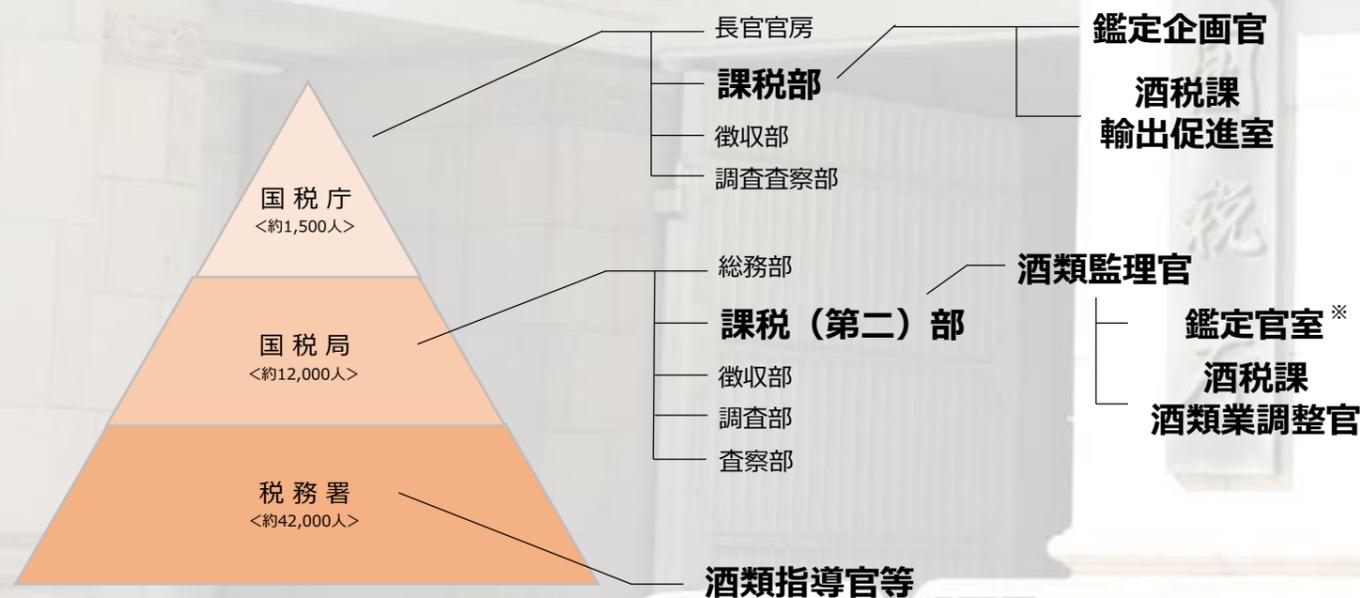
組織とミッション

国税庁は、内国税の賦課・徴収を担当する行政機関であり、昭和24年に設置されました。国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、この使命を達成するための任務として、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」、「酒類業の健全な発達」、「税理士業務の適正な運営の確保」の3つが定められています。

国税庁の組織構成

国税組織は、全国的な運営方針を策定する国税庁をトップとして、税務署の監督と困難事案への対応にあたる全国12の国税局（沖縄国税事務所を含む）、そして税務行政の窓口である524の税務署からなり、およそ5万6000人もの職員によって構成されています。

国税庁・国税局・税務署はそれぞれ多くの部署から成りますが、そのうち技術系職員、とりわけ酒類業に関連した部署は以下のようになっております。



※沖縄国税事務所においては、間税課に主任鑑定官等を設置

技術系職員の役割

国税職員 5万6000人のうち、100人程度しかいない技術系職員は、主に国税庁鑑定企画官、国税局鑑定官室において、「内国税の適正かつ公平な賦課および徴収の実現」及び「酒類業の健全な発達」を遂行するための業務に、酒とガソリンに関する技術のプロフェッショナルとして従事しています。

2つ目の任務である「酒類業の健全な発達」の達成のため、国税庁では「酒類業の振興」、「コンプライアンスの確保」という二つの側面から取り組んでいますが、国税庁鑑定企画官や国税局鑑定官室は、庁・局酒税課等と連携しながらそれぞれの課題に対応しています。

また、国税庁酒税課や他省庁で施策の企画・立案を通して酒類業の振興等に貢献する職員や、独立行政法人酒類総合研究所に外向し、研究業務等に従事する職員もいます。

技術系職員の代表的な職場である国税庁鑑定企画官・国税局鑑定官室・独立行政法人酒類総合研究所について、それぞれの任務を見てみましょう。

国税庁鑑定企画官

技術系職員のうち15名程度が在籍しており、各国税局の鑑定官室業務の取りまとめや、国税庁の業務における技術的事項についての企画・立案、さらには酒税課等と連携して国際的な業務を担当しています。

言わば**技術系組織の司令塔**として指揮を執り、鑑定業務における全庁的な課題に対応しています。

→詳しくは [Part 2 \(10ページ\)](#)

国税局鑑定官室

技術系職員のうちおよそ半数の50名程度が在籍しており、**技術系職員のメインフィールド**であるといえます。

「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」を実現するための課税物件の分析鑑定、「酒類の安全性・コンプライアンスの確保」のための技術指導、そして「酒類業の振興」のための製造者の技術支援等を通して、国税庁の任務を実現するための**「技術の現場」**としての役割を担っています。

→詳しくは [Part 1 \(6～9ページ\)](#)

独立行政法人酒類総合研究所

財務省が所管する独立行政法人酒類総合研究所は、**お酒に関する唯一の国の研究機関**であり、技術系職員のうち20名程度が研究員として外向しています。国税局鑑定官室では実施が難しい高度な分析鑑定や、醸造技術の研究・手法の開発、また酒類の付加価値向上のための研究など、**お酒に関する様々な研究**を行っています。

→詳しくは [Part 2 \(11ページ\)](#)

課税物件の分析・鑑定

課税物件（間接国税課税物件）の中には、税法上化学的性状や原料・製法によって定義されているものが存在しています。その中で私たちが取り扱うのは、酒類と揮発油（ガソリン等）です。

総合職技術系職員が勤務する国税局の「鑑定官室」では、こうした物件の分析および鑑定（専門知識をもとに判断すること）を通して、国税庁のミッションである、内国税の適正な賦課及び徴収の実現に役立っています。

酒税課等の調査担当は鑑定官室における分析鑑定結果をもとに、不適切な申告や納税があると懸念される者に対して手続きを進めていくこととなりますので、課税に直結する仕事として、技術系職員が果たす役割は重要かつ、その責任は重大です。

酒類の分析・鑑定

1%の狂いなく

税法上の酒類の各品目（清酒／果実酒等）の定義は、酒税法第3条に定められています。例えば清酒は「米、米こうじ及び水を原料として発酵させてこしたアルコール分22度未満の酒類（要約）」といったように、アルコール分、原料、製法などによって定義されています。また、品目が同じでもアルコール分1%ごとに税額が異なる酒類もあります。

鑑定官室では、課税に直結する酒類の品目・性状判定に必要な分析・鑑定を行っています。



関東信越国税局 技官
荒川 晃大
令和2年入庁。国税庁鑑定企画官付を経て、令和3年より現職。

酒類の安全性確保

酒類については、課税物件としての側面の他に食品としての側面もあります。国税局鑑定官室では、国税庁鑑定企画官の指示の下、食品としての酒類の安全性や、表示のルールを遵守しているか等を確認するため、市場の酒類のモニタリング調査を実施しています。



(上) 分析に使用する装置の一例
(左) 毎年全国で1,500点以上の酒類を分析

全国市販酒類調査～製造者と消費者の信頼を確保する～

酒類に使用できる添加物については、酒税法のほか、食品衛生法上の規制も適用されます。例えば、果実酒に使用できる酸化防止剤の亜硫酸について、酒類中の残存量に上限が定められています。また、酒類中の成分について、安全性の観点から基準が設けられているものもあります。

鑑定官室では市販されている酒類の安全性が担保されているか、毎年市販酒類調査を実施し、モニタリングしています。そのほかにも、酒類のラベルについては、税法上表示が義務付けられている項目（アルコール度数や、20歳未満の飲酒を禁止する

旨等）が存在する等、表示のルールが細かく定められており、こうしたルールの取扱いにも技術的知見が求められます。

モニタリング調査の結果、改善が必要と認められる場合、鑑定官は製造者への技術指導を実施します（別途、税務署の酒類指導官等と連携して税務調査等に至ることもあります）。技術指導では、添加物の適切な使用方法等、食品安全上リスクとなる要因を発生させないための助言を、製造現場の実態に即した形で実施しています。

揮発油の分析・鑑定

不正ガソリンを見逃さない

税法上の揮発油の定義は、揮発油税法第2条において「温度15℃において0.8017を超えない比重を有する炭化水素油」と定められています。この定義に基づいてガソリンには揮発油税が課される一方、同じく炭化水素油である灯油は生活必需品であり免税であることから、量増しを目的としたガソリンへの灯油の混和が脱税行為として問題となっています。

鑑定官室では、こうした揮発油の定義や灯油混和事案等に対し、分析装置や理化学的知見を活用して適正・公平な課税を担保しています。



広島国税局 主任鑑定官
宮脇 達也
平成20年入庁。
長官官房付（コネル大学派遣）、
大阪国税局等を経て、令和3年より現職。

広島国税局 技官
吉岡 万琴
令和2年入庁。同年より現職。

Column ～国税局酒税課～

税務・酒類行政の現場から



広島国税局 酒税課
天下谷 佳代子
平成31年入庁。広島国税局鑑定官室を経て、令和3年より現職。

国税局酒税課では、税務調査や密造酒の取締り、品目判定、免許の管理、適正な表示の確保といった、酒税法及び関連法令のコンプライアンス確保の取り組みのほか、酒類の需要振興や地理的表示に関する情報提供等、酒類業の振興に関する取り組みを行っており、技術系職員が従事することがあります。

鑑定官室における分析結果を税務調査の端緒とするなど、鑑定官室と酒税課は密接な関係にあり、私は数少ない「技術の現場」経験者として業務にあたっています。酒税課では「税務行政・酒類行政」の視点から酒類業を見つめることとなりますが、この経験は今後「技術の現場」で私の支えとなると確信しています。

酒類製造に関する技術支援

明治時代における腐造防止のための醸造技術指導に端を発し、鑑定官は現在も酒類製造技術支援を実施しています。科学の進歩した現在では腐造こそ減少しましたが、災害発生時等のイレギュラーな対応や、嗜好品としてより良い製品や多様な製品等を製造するためのニーズに応えるべく、酒造現場を技術面から下支えしています。

技術相談への対応・研究会等の開催



熊本国税局 鑑定官室長
本村 創

平成8年入庁。仙台国税局主任鑑定官、国税庁鑑定企画官補佐等を経て、令和3年より現職。

※管内製造場にて撮影のため、マスクを着用しています。

話題は変わりますが、昨今わが国ではウイスキー輸出額の増加が目覚ましいほか、クラフトジン製造の新規参入者の増加等、蒸留酒業界がにわかに活気を見せています。こうした情勢を受け、蒸留酒製造者が管内に多い当局でも、製造者向けの勉強会としてジン研究会を主催するなど、業界のニーズに応じた取り組みを進めています。

酒類業界を取り巻く状況は日々変化していますが、「技術面から日本の酒造りを支える」というミッションは、形を変え現在にも受け継がれています。

技術で酒蔵を支える

私の勤務する熊本国税局の管内では、令和2年7月豪雨の際、一部の酒蔵が大きな被害を受けました。電気系統が浸水し品温管理設備が稼働を停止する中、発酵を続けるもろみをいかに救済するか、鑑定官が現場で知恵を絞ってサポートしました。こうした案件で重要なのは、発酵・醸造に関する科学的な知見のキャッチアップと、日頃からの製造者さんとのコミュニケーションであることを思い知らされます。



実際に被害に遭い、分析を実施したお酒。

鑑評会の開催～官能評価のプロとして～



日本の伝統的な清酒の製造は、その年に収穫したお米を様々な微生物の作用により発酵させるものですが、これはレシピや発酵管理のほか、気候や原料特性にも出来が左右される複雑な技術です。こうした技術を研鑽・披露する場として、全国の国税局では管内の清酒等を評価する「鑑評会」を主催しています。

鑑評会の評価では、鑑定官をはじめとした評価員が高い集中力と豊富な知識とともに、自らの五感をフル活用してきき酒を行います。



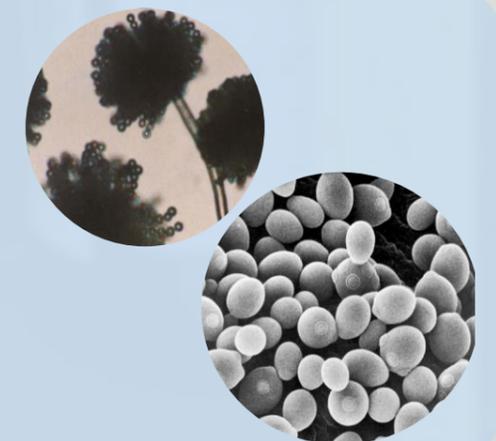
鑑定官のきき酒はいわゆる銘柄当てではなく、香味と製造工程の紐付けを重視しており、「この欠点臭がしたらこの工程に原因があるのでこうしたほうがよい」等、製造者に客観的に伝えるための重要な能力です。鑑評会においても、ただ順位をつけるだけでなく技術向上のためのフィードバックを実施しています。

入庁後、醸造技術や品質評価に関する研修は充実していますが、よりの確な技術支援を実施できるよう、組織全体として日々研鑽を重ねています。

Column ～清酒の造り方～

清酒造りの真髄は、麹菌（写真左上）由来の酵素によって米のでんぷんを糖化するプロセスと、酵母（写真右下）による糖のアルコール発酵のプロセスが同時に進行する、いわゆる並行複発酵にあります。両者の絶妙なバランスによって、糖が枯渇・過剰供給されることなく、酵母が断続的にアルコールを産生することができるのです。

一方、アルコール発酵と比較して糖化が過剰に進行する場合や、その逆の現象も見受けられます。こうした現象は健全な発酵を損ない、酒質や生産性に影響するため、原料米・麹・酵母の特性に応じて、麹・酵母（酵母の健全培養）・もろみの管理を調整する点に技術の妙があります。



国税庁・酒類総合研究所

ここまで、国税局の鑑定官室の仕事を中心に紹介しました。ここでは、彼らを取りまとめる司令塔である国税庁での業務と、国税局では実施できないより高度な分析・研究を行う独立行政法人酒類総合研究所について紹介します。

国税庁 鑑定企画官

国税庁鑑定企画官では、酒類／揮発油等の分析・鑑定、酒類の品質及び安全性の確保、並びに酒類業の健全な発達を図るための技術的事項について、企画・立案を担当しています。

調整係

調整係では、酒類の品質及び安全性の確保に関する施策の企画・立案を担当しています。酒類を含む食品の成分等に関する国際規格については、FAOとWHOにより設立されたコーデックス委員会で議論されています。このような国際的な議論の結果も踏まえつつ、7ページで紹介した全国市販酒類調査でモニタリングする項目の検討等を実施しています。

その他、酒類の製造に使用される遺伝子組換え生物等の適切な使用や、東日本大震災以降の酒類の放射性物質に関する調査の企画、酒税法上酒類に添加可能な物品の管理等を実施しています。

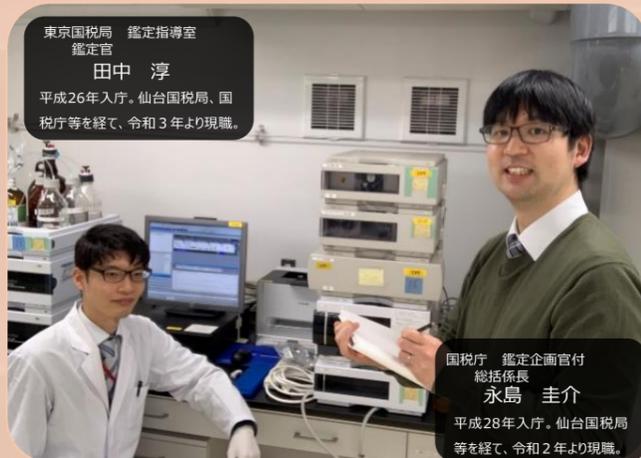


国税庁 鑑定企画官付
調整係長
横浜 諒
平成28年入庁。大阪国税局等を経て、令和3年より現職。

総括係・鑑定指導室

総括係は技術系職員の採用や鑑定官室事務の取りまとめといった組織運営のほか、国税庁が定める酒類等分析の公定法（国税庁所定分析法）のメンテナンスを担当しています。

日々開発されるあらたな分析機器や手法に対し、原理・精度の妥当性や、適用可能な性状・測定値の範囲等、専門スタッフとともに慎重に議論を進めます。霞が関には分析装置がありませんので、分析手法の検討が必要な場合は東京国税局のランチオフィスである「鑑定指導室」にラボワークを依頼し、統計上の精度確保を要する場合は全国の国税局の協力も得つつ、業務を進めています。



東京国税局 鑑定指導室
鑑定官
田中 淳
平成26年入庁。仙台国税局、国税庁等を経て、令和3年より現職。

国税庁 鑑定企画官付
総括係長
永島 圭介
平成28年入庁。仙台国税局等を経て、令和2年より現職。

国税庁 酒税課

国税庁酒税課では、酒税に関する事務の企画・立案、指導・監督、法令の解釈等のほか、酒類の製造・販売業の免許に関する事務、酒類業の産業行政事務等を担当しています。

輸出促進室

日本産酒類の輸出金額は、平成24年以降10年連続で過去最高を記録しており、輸出促進室では、国内外の酒類市場の拡大を図り、酒類業の更なる振興、健全な発達につながるよう、ブランド化推進事業、日本産酒類の認知度向上・販路拡大のための取組、日本酒・焼酎等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組などを行っています。

さらに、経済連携協定（EPA）等の国際交渉では、関税や輸入規制等の撤廃、地理的表示（GI）の保護等を求めて関係省庁と緊密に連携しながら取り組んでおり、2022年1月1日に発効した地域的な包括的経済連携協定（RCEP）では、日本が初めてEPAを締結する中国・韓国から清酒等の関税の段階的撤廃を獲得しました。



国税庁 酒税課輸出促進室
課長補佐（国際交渉担当）
重田 知也
平成20年入庁。広島国税局、酒類総合研究所等を経て、令和2年より現職。

独立行政法人酒類総合研究所

独立行政法人酒類総合研究所は、1904年に大蔵省（当時）に設置された醸造試験所を前身とした、お酒に関する唯一の国の研究機関として、酒類の高度な分析、酒類に関する研究及び調査等を行っています。

原料米の酒造適性予測

酒類の原料米の性質は、同じ品種でも生産年や生産地の気象条件によって左右されます。酒類総合研究所では、気象条件が原料米の酒造適性へ及ぼす影響を明らかにするため、清酒の製造管理に最も重要な原料米の溶けやすさ（溶解性）と気象データとの関係を研究しました。

その結果、イネの登熟期の気温がデンプンの性質を左右し、原料米の溶けやすさに影響を及ぼすことがわかりました。本研究で得られた成果をもとに、毎年全国の製造者に情報提供を行い、安定した清酒の製造に貢献しています。



酒類総合研究所
醸造技術研究部門
奥田 将生
（平成8年国税庁入庁）

ペアリングの可能性を探って

お酒と食品の組み合わせには相性の善し悪しや、美味しさの違いがあることが経験的に知られています。しかし、その理由については科学的な研究が少なく、解明が望まれています。

酒類総合研究所ではこれまでに、お酒に相性がよいとされる食品として呈味成分が豊富なチーズ(1)や、和食の材料に多用される魚介(2)等に対し、清酒とワインを組み合わせた時の呈味の後味の感じ方の違いやその要因について調べ、成果を発表しています。

(1)日本醸造協会誌, 114(8), 522-529(2019)

(2)日本醸造協会誌, 106(5), 271-279(2011)



酒類総合研究所
品質・評価研究部門
藤田 晃子
（平成9年国税庁入庁）

留学・短期海外研修

鑑定官をはじめとする技術系職員は、その業務の特殊性から、酒類に関する国際的な技術情報にも精通する必要があります。こうした課題を踏まえ、海外の大学や醸造学校への派遣を通じて、海外の醸造技術やトレンドについて学ぶ制度があり、得られた知見を組織に還元しています。

海外留学

「世界の高水準」を知る

スイスはワインの品質を保つためブドウの生産量を制限しており、日本を含め海外へあまり輸出していませんが、高品質ワインの生産国の一つです。また、スイスは国際的にも高い教育水準かつ実践重視の高等教育制度を有しており、私はそのような国のワイン専門の高等教育機関にて大学2年生の授業を受けています。

2年生の授業は、植物保護学や土壌学、栽培学、醸造学、生気象学などの講義に加え、官能評価、醸造、分析などの実習が数多く組み込まれています。



国税庁 長官官房付
シャンジャン高等教育機関（スイス）
伊藤 友基
平成27年入庁。大阪国税局等を経て、令和3年より現職。

また、ブドウの収穫期には学校からスイス国内の各ワイナリーへ1人ずつ派遣されて5週間の研修を受けるため、研修中はブドウの収穫から発酵、日々の分析や官能評価を通じた品質管理など、実際のワインの製造現場で行われていることを多く経験することができました。同時に、作り手のワイン製造に対する熱意も肌で感じ取ることができ、非常に感銘を受けました。このような実務経験をさらに多く積むことでより深い知識を得て、日本のワイナリーが抱える問題の解決のために少しでも役に立てるよう、日々頑張っています。また、異国での生活は言語や文化などの違いに戸惑うこともあります。自己成長の機会としてとても興味深く有意義な時間が過ごせています。

海外短期醸造研修

本場の造りに触れる

近年、クラフトビール製造の新規参入者が国内でも相次いでいます。彼らの中には欧米諸国のビール製造技術や機材を用いてブルワリーを立ち上げる場合があります。

国税庁技術系職員としても、こうした背景を有する中小ビール製造者のニーズや、業界を取り巻く世界的動向を的確に把握するため、アメリカ/ドイツのビール醸造学校等にて数ヶ月学ぶ機会を設け、様々な知見を吸収しています。



国税庁 鑑定企画官付 企画係長
田村 雄貴
平成26年入庁。高松国税局、仙台国税局等を経て、令和元年より現職。
(写真は平成31年当時)

海外派遣・他省庁出向

国税庁技術系職員は総合職としての採用となるため、その専門性に軸足を置きつつも、キャリアを通じて多様なフィールドでの活躍が期待されています。ここではその一例をご紹介します。

海外派遣（在上海日本国総領事館）



在上海日本国総領事館
宮本 宗周
平成19年入庁。熊本国税局、沖縄国税事務所等を経て、令和3年より現職。

あえて、やる。

「よっしゃあ！」と喜びの声を挙げた泡盛製造技術者から、がちりと握手を求められた瞬間があった。沖縄国税事務所勤務時代、泡盛の新品質開発を技術者達と共に手がけていた。その試作品を蒸留酒業界の大家がテイस्टングするや、目を見開いて驚き、その品質を褒め称えた際の出来事である。

一般的に、泡盛は「濃醇で甘い熟成酒」が魅力的とされるが、「クリアで甘い新酒」の開発に成功したのである。濃醇があるなら、その逆のクリアがあっても良い。傍目で見ればすぐに気がつく課題である。私達はそれに気がつかないわけではない。「積極的に気がつかないよう目を瞑っている」だけである。

目の前の現実を変えるためには、労力、新しい能力の開発、他者の協力などが必要であり、一言でいえば面倒なため、「見なかったこと」にされがちである。我々公務員は、そういった課題にこそ取り組むべきであると、いつからか考えている。

上海から日本の酒類業界を眺めると、気がつくことは多い。総領事館と聞くと何やら凄そうだが、大きな予算も設備も特別な指令もない。裸一貫。関係者と協力しながら、発見した課題を解決していかねばならない。

時折、大きすぎる眼前の課題に目を背けたいこともあるが、日本のお酒を中国に伝えるため、一つ一つ出来ることを突き進めるしかない。

他省庁出向（文化庁）

経験という財産を活かし、育む

「伝統的造り」が、登録無形文化財になりました。皆さんは、そもそも「文化財」についてご存じですか？出雲大社（建造物）など形のあるもの（有形文化財）がイメージしやすいでしょうか。

一方で、無形文化財は、歌舞伎などが有名ですが、人が体現する技を指します。重要無形文化財では、その技の保持者は、人間国宝と呼ばれています。

「伝統的造り」は、日本酒や焼酎、みりんなどに共通する手作業による造りの技を、全国各地域の酒蔵の杜氏などが体現しているとして、登録無形文化財に登録されました。

酒は、『古事記』にも登場しており、日本人のアイデンティティの一つです。伝統的に培われてきた手作業を駆使するこの技は、近代化（機械による量産化・省力化など）を背景として、今となっては貴重なものとなってしまいました。この技を後世にも残してゆくべく、初の登録無形文化財として登録をすることができました。

鑑定官室を主とするそれぞれの部署での経験が、今の私の支えになっています。今の職場で培った知識もまた、今後のキャリアで活かせるものと確信しています。



文化庁参事官（食文化担当）付
近藤 拓弥
平成25年入庁。広島国税局、国税庁等を経て、令和3年より現職。



文化庁ホームページ
『文化庁審議会答申（登録無形文化財の登録）について』

研修制度

ここまでご覧になったとおり、我々国税庁の技術系職員は、酒類と揮発油の専門家として業務にあたることになります。特に酒類に関しては、分析のみならず製造技術に関する知識や官能評価（きき酒）の能力が不可欠です。このため、国税庁技術系では様々な独自の研修を行っています。ここでは若手職員を対象にした研修のうち代表的なものを2つ紹介いたします。

新人技官研修



研修に用いるテキストや資料等

研修では、酒税法や揮発油税法等の税法の知識のみならず、酒類製造に関する知識や、酒類・揮発油の分析実習、酒類の官能評価実習（左：官能評価訓練に使用する試薬とカード）など、業務に必要な知識・能力を養います。

技術系職員は4月の入庁後、7月までの3ヶ月間は国家公務員総合職向けの研修（政策討議や、服務・倫理等）や国税庁での研修（実務・事務の実際）に加えて、技術系職員の業務内容に関する研修を受講します。



香り試薬と、香りの説明を表記したカード

酒類製造研修



実際に酒類の製造を行うほか、研究所にて実際に酒類に関する研究している職員から、酒類製造技術や官能評価に関する講義等を受講します。研究所職員や、同世代の技官との交流・意見交換の機会でもあります。

若手職員を対象に、清酒製造研修は毎年、果実酒・焼酎・ビールの製造研修はそれぞれ3年に1回ずつ、独立行政法人酒類総合研究所にて実施しています。



ワークライフバランス

国家公務員においては、休暇をはじめとした各種福利厚生が充実しています。昨今は男性の育休取得が推進されており、ここでは最近育休等を取得しつつ、公私ともに活躍を続ける男性職員2名をご紹介します。

育休・産休制度

国税庁 鑑定企画官付 チーフ 山口 一真

平成29年入庁。広島国税局、鑑定企画官付企画係を経て、令和3年より現職。



私はこの夏に第一子が誕生し、妻の出産に係る特別休暇や育児休業等を合わせて1か月半ほど取得しました（育休を取りやすい雰囲気なので、この冬にも取得しています。）。

初めての子育ては慣れないことばかりで、特に生まれてからの1ヶ月は生活リズムがそれまでと大きく変わったこともあり、とても大変だったので、夫婦で協力して子の成長を支えることができ良かったと感じています。



現在、私は国税庁に勤務しており、日EU・EPA等に基づき酒類に使用する添加物の承認に向けた手続等を担当しています。重要で責任が重い業務ですが、週の多くを在宅勤務できる環境・体制の整備がされているので、育休復帰後は積極的に在宅勤務を行っています。在宅勤務時は通勤に掛かる時間等を子育てに充てることのできるため、子育てと仕事を両立できる充実した日々を過ごしています。

働き方と私生活

関東信越国税局 鑑定官 諸橋 一樹

平成27年入庁。広島国税局、内閣官房等を経て、令和3年より現職。



私は現在、さいたま市にある関東信越国税局で勤務しています。異動前は行政官として、マイナンバー推進に関する業務を行っていました。こうした経験もあって、鑑定官室業務のデジタル化・効率化、ひいては組織全体の働き方改革への貢献を目指し、日々邁進しています。（写真左：スマホ入力による官能評価の開発・試行）



私生活では2児のパパとして子育てに励んでおり、これまで育休・フレックス・在宅勤務といった複数の制度を活用してきました。メリハリをつけて自分の時間も捻出し、休日には（家事をこなし、家族の了解を得た上で）同僚とブルワリーを訪ね、仕事道具であるお酒に向き合う(?) こともあります。

新人職員の一曰

ここで、令和3年度入庁、現在は鑑定官室で技官として業務に励んでいる2人のある一日の様子を見てみましょう。



熊本国税局 鑑定官室 技官
落合 厚 (令和3年入庁)



札幌国税局 鑑定官室 技官
福西 美貴 (令和3年入庁)

8:30 出勤



今日は酒蔵からの技術相談対応！
今後の業務の糧となるように、頑
張って吸収するぞ！

8:30 出勤



酒類の審査会が昨日無事終わり、
今日は出品酒の分析を張り切って
片づけたいと思います。
まずは返せるメールを返します。

9:00 事前確認



出張前に、製造者さんの情報、相
談の内容と、関連する文献を改め
てチェック！

13:30 臨場



設備を見ながら課題を検討。杜氏
さんと麴造りの意見交換！

16:30 書類作成



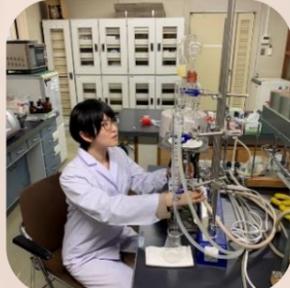
臨場の様子をまとめて報告すると
ともに、今日得た知識の整理を行います。

17:30 退勤



大変勉強になり、落合大満足。
お疲れ様でした。

10:00 アルコール分の分析



庶務が一段落したので分析に入ります。
点数が多く大変ですが、課税に直結するこ
ともあるので、丁寧に確実に、その上
で効率について検討します。

15:30 酸度の分析



続いて酸度の分析です。火にかける
手間はありますが、滴定作業があ
るので、集中力が必要です。

18:30 退勤

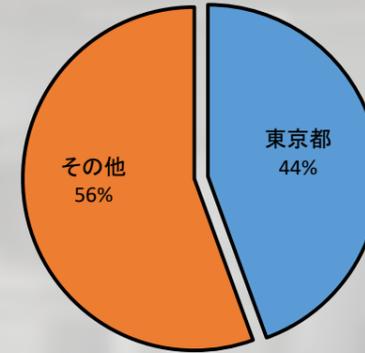


今日やろうと思っていた分析は無事
終了。笑顔の退勤です。

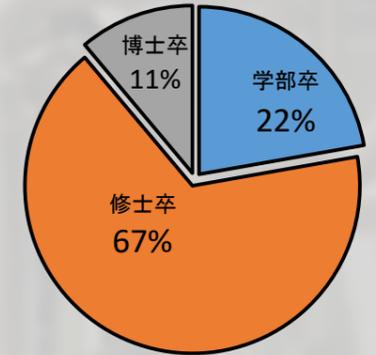
若手職員アンケート

入庁3年目までの技術系職員に対し、アンケートを実施いたしました。

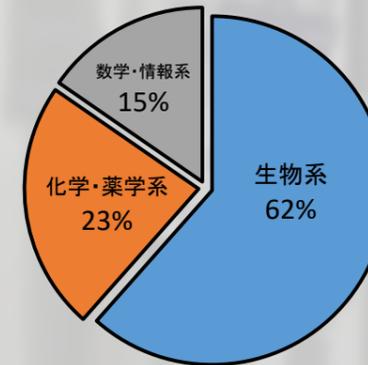
Q1.出身大学の所在地は？



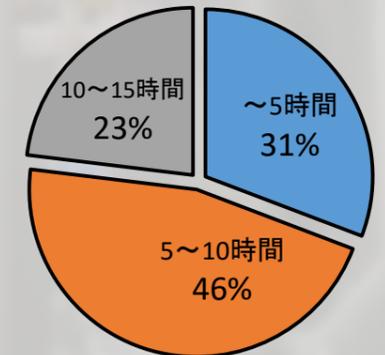
Q2.最終学歴は？



Q3.学部時代の専門は？



Q4.一週間の残業時間は？



Q5.国税庁を選んだ決め手は？

- ・技術で酒類業界を支えられるから (回答多数)
- ・現場で製造者と関われるから
- ・現場・行政・研究と関われる業務が幅広いから
- ・理系を活かせる総合職だから
- ・業務内容に分析があるから

Q6.楽しいと感じる業務は？

- ・技術相談への対応 (回答多数)
- ・分析 (回答多数)
- ・官能評価 (回答多数)
- ・製造者向けの資料の作成
- ・製造者向けの勉強会等の企画

Q7.入庁前のイメージとのギャップは？

- ・デスクワークの量が多い (回答多数)
- ・仕事の内容ややり方について裁量が大い
- ・一人前になるまで時間がかかる

Q8.どんなときにやりがいを感じる？

- ・技術相談や講師、評価員の際に感謝されたとき
- ・製造者に喜んでもらえたとき
- ・技術相談に回答して納得してもらえたとき
- ・仕事をやりきったとき

Q9.現在の目標や夢・野望は？

- ・知識を増やす (回答多数)
- ・官能評価の技術を磨く (回答多数)
- ・質問にスムーズに回答できるようになる
- ・製造中の不安を取り除けるシステムを作る
- ・どこへ行ってもやっつけていけるようにする
- ・技術者として、鑑定官として一人前になる

採用Q&A

Q. 採用までの流れについて教えてください。

A. 人事院が実施する国家公務員総合職試験（大卒・院卒は問いません）のうち、「工学」「数理学・物理・地球科学」「化学・生物・薬学」「農業科学・水産」「農業農村工学」「森林・自然環境」のいずれかの区分において最終合格する必要があります。
最終合格後、国税庁にて指定の期日に面接を受けていただき（官庁訪問）、選考を進めていきます。官庁訪問においては、年齢・経歴・専門分野・試験の順位・性別を問わず、人物本位の採用を行っています。

Q. 試験の詳細について教えてください。

A. 国家公務員総合職試験の日程・試験科目等については、人事院のホームページ「国家公務員試験採用情報NAVI」をご覧ください。
（右記URL及びQRコードからアクセスできます）
なお、合格者としての資格は最終合格から3年間有効です。また、受験資格を満たせば、卒業（修了）年次に関係なく受験可能です。



<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>

Q. 最近の採用実績を教えてください。

A. 過去5年の採用実績は以下のとおりです。年により偏りがありますが、特定の試験区分を重視した選考は実施しておりません。（17ページもご参照ください）

年	H30	31	R2	R3	R4(内定)	
採用人数	2 (1)	5 (3)	6 (3)	7 (3)	4 (2)	
試験区分	工学	0	1	1	0	0
	数理学・物理・地球科学	0	0	0	1	0
	化学・生物・薬学	1	0	2	3	4
	農業科学・水産	1	3	2	3	0
	農業・農村工学	0	0	1	0	0
	森林・自然環境	0	1	0	0	0

（括弧内は、うち女性数。試験区分は、院卒・大卒・性別を区別せず）

Q. キャリアパス・勤務地について教えてください。

A. 入庁後は通常全国の国税局鑑定官室に配属され、分析・鑑定の実務及び管内の製造者を対象とした技術的な施策の企画・立案を中心に携わります。その後本人の適性や希望に応じて、おおむね2～3年周期で国税庁や国税局を中心に勤務します（広域異動を伴う場合もあります）。
採用当初は技官（本庁係員級）として任用され、勤務年数・成績に応じて鑑定官（本庁係長～課長補佐級）、主任鑑定官（国税局課長級）、鑑定官室長（国税局部次長級）等に昇任していきます。

国税庁では、酒類行政のうち技術的事項を所掌し、全国の国税局鑑定官室を取りまとめる鑑定企画官や、全国的な酒類業振興施策・国際交渉等に携わる酒税課等で勤務します。
国税局では鑑定官室のほか、酒税の調査検査等を行う酒税課、管内の酒類業の振興や酒類の公正な取引等を監督する酒類業調整官等で勤務します。

そのほか、独立行政法人酒類総合研究所や他省庁等に出向する機会もあります。



Q. 研修制度について教えてください。

A. 近年の実施状況は以下のとおりです。（14ページもご参照ください）
そのほか、本人の希望・適性に応じた各種研修や、東京国税局（鑑定指導室）での研修、各国税局鑑定官室でのOJTといったメニューが揃っています。

